

道路法施行令別表（単価比較）

1級地：北海道内該当なし
 2級地：札幌市
 3級地：函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、苫小牧市、北広島市
 4級地：釧路市、帯広市、江別市、千歳市、滝川市、登別市、恵庭市、伊達市、石狩市、北斗市、七飯町、岩内町、倶知安町
 5級地：上記記載以外の市町村

改定単価		
占用物件	単位	占用料
第1種電柱		第一級地 1,900 円
		第二級地 800 円
		第三級地 570 円
		第四級地 480 円
		第五級地 430 円
第2種電柱		第一級地 2,900 円
		第二級地 1,200 円
		第三級地 870 円
		第四級地 730 円
		第五級地 670 円
第3種電柱		第一級地 3,900 円
		第二級地 1,700 円
		第三級地 1,200 円
		第四級地 990 円
		第五級地 900 円
第1種電話柱	1本につき 1年	第一級地 1,700 円
		第二級地 710 円
		第三級地 510 円
		第四級地 430 円
		第五級地 390 円
第2種電話柱		第一級地 2,700 円
		第二級地 1,100 円
		第三級地 810 円
		第四級地 680 円
		第五級地 620 円
第3種電話柱		第一級地 3,700 円
		第二級地 1,600 円
		第三級地 1,100 円
		第四級地 940 円
		第五級地 850 円
その他の柱類		第一級地 170 円
		第二級地 71 円
		第三級地 51 円
		第四級地 43 円
		第五級地 39 円
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mに つき1年	第一級地 17 円
		第二級地 7 円
		第三級地 5 円
		第四級地 4 円
		第五級地 4 円
地下に設ける電線その他の線類		第一級地 10 円
		第二級地 4 円
		第三級地 3 円
		第四級地 3 円
		第五級地 2 円
路上に設ける変圧器	1個につき 1年	第一級地 1,600 円
		第二級地 700 円
		第三級地 490 円
		第四級地 420 円
		第五級地 380 円
地下に設ける変圧器	占用面積1 ㎡につき1 年	第一級地 1,000 円
		第二級地 430 円
		第三級地 300 円
		第四級地 260 円
		第五級地 230 円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	第一級地 3,400 円
		第二級地 1,400 円
		第三級地 1,000 円
		第四級地 850 円
		第五級地 780 円
郵便差出箱及び信書便差出箱		第一級地 1,400 円
		第二級地 600 円
		第三級地 420 円
		第四級地 360 円
		第五級地 330 円
広告塔	表示面積1 ㎡につき1 年	第一級地 30,000 円
		第二級地 4,800 円
		第三級地 1,800 円
		第四級地 870 円
		第五級地 590 円
その他のもの	占用面積1 ㎡につき1 年	第一級地 3,400 円
		第二級地 1,400 円
		第三級地 1,000 円
		第四級地 850 円
		第五級地 780 円
外径が0.07m未満のもの		第一級地 71 円
		第二級地 30 円
		第三級地 21 円
		第四級地 18 円
		第五級地 16 円
外径が0.07m以上0.1m未満のもの		第一級地 100 円
		第二級地 43 円
		第三級地 30 円
		第四級地 26 円
		第五級地 23 円
外径が0.1m以上0.15m未満のもの	長さ1mに つき1年	第一級地 150 円
		第二級地 64 円
		第三級地 45 円
		第四級地 38 円
		第五級地 35 円
外径が0.15m以上0.2m未満のもの		第一級地 200 円
		第二級地 86 円
		第三級地 61 円
		第四級地 51 円
		第五級地 47 円
外径が0.2m以上0.3m未満のもの		第一級地 300 円
		第二級地 130 円
		第三級地 91 円
		第四級地 77 円
		第五級地 70 円

現行単価		
占用物件	単位	占用料
第1種電柱		第一級地 1,700 円
		第二級地 730 円
		第三級地 510 円
		第四級地 420 円
		第五級地 380 円
第2種電柱		第一級地 2,600 円
		第二級地 1,100 円
		第三級地 790 円
		第四級地 650 円
		第五級地 580 円
第3種電柱		第一級地 3,500 円
		第二級地 1,500 円
		第三級地 1,100 円
		第四級地 880 円
		第五級地 780 円
第1種電話柱	1本につき 1年	第一級地 1,500 円
		第二級地 650 円
		第三級地 460 円
		第四級地 380 円
		第五級地 340 円
第2種電話柱		第一級地 2,400 円
		第二級地 1,000 円
		第三級地 730 円
		第四級地 610 円
		第五級地 540 円
第3種電話柱		第一級地 3,400 円
		第二級地 1,400 円
		第三級地 1,000 円
		第四級地 830 円
		第五級地 740 円
その他の柱類		第一級地 150 円
		第二級地 65 円
		第三級地 46 円
		第四級地 38 円
		第五級地 34 円
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mに つき1年	第一級地 15 円
		第二級地 7 円
		第三級地 5 円
		第四級地 4 円
		第五級地 3 円
地下に設ける電線その他の線類		第一級地 9 円
		第二級地 4 円
		第三級地 3 円
		第四級地 2 円
		第五級地 2 円
路上に設ける変圧器	1個につき 1年	第一級地 1,500 円
		第二級地 640 円
		第三級地 450 円
		第四級地 370 円
		第五級地 330 円
地下に設ける変圧器	占用面積1 ㎡につき1 年	第一級地 920 円
		第二級地 390 円
		第三級地 270 円
		第四級地 230 円
		第五級地 200 円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	第一級地 3,100 円
		第二級地 1,300 円
		第三級地 910 円
		第四級地 760 円
		第五級地 680 円
郵便差出箱及び信書便差出箱		第一級地 1,300 円
		第二級地 550 円
		第三級地 380 円
		第四級地 320 円
		第五級地 280 円
広告塔	表示面積1 ㎡につき1 年	第一級地 25,000 円
		第二級地 4,300 円
		第三級地 1,900 円
		第四級地 960 円
		第五級地 670 円
その他のもの	占用面積1 ㎡につき1 年	第一級地 3,100 円
		第二級地 1,300 円
		第三級地 910 円
		第四級地 760 円
		第五級地 680 円
外径が0.07m未満のもの		第一級地 64 円
		第二級地 27 円
		第三級地 19 円
		第四級地 16 円
		第五級地 14 円
外径が0.07m以上0.1m未満のもの		第一級地 92 円
		第二級地 39 円
		第三級地 27 円
		第四級地 23 円
		第五級地 20 円
外径が0.1m以上0.15m未満のもの	長さ1mに つき1年	第一級地 140 円
		第二級地 59 円
		第三級地 41 円
		第四級地 34 円
		第五級地 30 円
外径が0.15m以上0.2m未満のもの		第一級地 180 円
		第二級地 78 円
		第三級地 55 円
		第四級地 45 円
		第五級地 41 円
外径が0.2m以上0.3m未満のもの		第一級地 280 円
		第二級地 120 円
		第三級地 82 円
		第四級地 68 円
		第五級地 61 円

法第32条第1項第1号に掲げる工作物

法第32条第1項第1号に掲げる工作物

法第32条第2号に掲げる物件

法第32条第2号に掲げる物件

改定単価				
占用物件		単位	占用料	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.3m以上0.4m未満のもの	長さ1mにつき1年	第一級地 400円	
			第二級地 170円	
			第三級地 120円	
			第四級地 100円	
			第五級地 93円	
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの	長さ1mにつき1年	第一級地 710円	
			第二級地 300円	
			第三級地 210円	
			第四級地 180円	
			第五級地 160円	
	外径が0.7m以上1m未満のもの	長さ1mにつき1年	第一級地 1,000円	
			第二級地 430円	
			第三級地 300円	
			第四級地 260円	
			第五級地 230円	
	外径が1m以上のもの	長さ1mにつき1年	第一級地 2,000円	
第二級地 860円				
第三級地 610円				
第四級地 510円				
第五級地 470円				
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	長さ1メートルにつき1年	第一級地 10円	
			第二級地 4円	
			第三級地 3円	
			第四級地 3円	
			第五級地 2円	
		1本につき1年	第一級地 34円	
			第二級地 14円	
			第三級地 10円	
			第四級地 9円	
			第五級地 8円	
	その他のもの	1本につき1年	第一級地 2,700円	
			第二級地 1,100円	
			第三級地 810円	
		占用面積1平方メートルにつき1年	第四級地 680円	
			第五級地 620円	
			第一級地 1,700円	
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	第二級地 710円		
		第三級地 510円		
		第四級地 430円		
		第五級地 390円		
		第一級地 1,000円		
その他のもの	1本につき1年	第二級地 430円		
		第三級地 300円		
		第四級地 260円		
		第五級地 230円		
		第一級地 3,400円		
その他のもの	1本につき1年	第二級地 1,400円		
		第三級地 1,000円		
		第四級地 850円		
		第五級地 780円		
		第一級地 3,400円		
法第32条第1項第4号に掲げる施設	1本につき1年	第二級地 1,400円		
		第三級地 1,000円		
		第四級地 850円		
		第五級地 780円		
		第一級地 3,400円		
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額	
			階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額
			階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路	占用面積1㎡につき1年	第一級地 15,000円	
			第二級地 2,400円	
			第三級地 900円	
			第四級地 430円	
			第五級地 290円	
	地下に設ける通路	占用面積1㎡につき1年	第一級地 9,000円	
			第二級地 1,500円	
			第三級地 540円	
			第四級地 260円	
			第五級地 180円	
	その他のもの	1本につき1年	第一級地 3,400円	
			第二級地 1,400円	
			第三級地 1,000円	
第四級地 850円				
第五級地 780円				
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1㎡につき1日	第一級地 300円	
			第二級地 48円	
			第三級地 18円	
			第四級地 9円	
			第五級地 6円	
	その他のもの	占用面積1㎡につき1月	第一級地 3,000円	
			第二級地 480円	
			第三級地 180円	
			第四級地 87円	
			第五級地 59円	
令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	
			第一級地 3,000円	
			第二級地 480円	
			第三級地 180円	
			第四級地 87円	
	その他のもの	表示面積1㎡につき1年	第一級地 30,000円	
			第二級地 4,800円	
			第三級地 1,800円	
			第四級地 870円	
			第五級地 590円	
標識	1本につき1年	第一級地 2,700円		
		第二級地 1,100円		
		第三級地 810円		
		第四級地 680円		
		第五級地 620円		
旗ざお	1本につき1日	第一級地 300円		
		第二級地 48円		
		第三級地 18円		
		第四級地 9円		
		第五級地 6円		
その他のもの	1本につき1月	第一級地 3,000円		
		第二級地 480円		
		第三級地 180円		
		第四級地 87円		
		第五級地 59円		

現行単価				
占用物件		単位	占用料	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.3m以上0.4m未満のもの	長さ1mにつき1年	第一級地 370円	
			第二級地 160円	
			第三級地 110円	
			第四級地 91円	
			第五級地 81円	
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの	長さ1mにつき1年	第一級地 640円	
			第二級地 270円	
			第三級地 190円	
			第四級地 160円	
			第五級地 140円	
	外径が0.7m以上1m未満のもの	長さ1mにつき1年	第一級地 920円	
			第二級地 390円	
			第三級地 270円	
			第四級地 230円	
			第五級地 200円	
	外径が1m以上のもの	長さ1mにつき1年	第一級地 1,800円	
第二級地 780円				
第三級地 550円				
第四級地 450円				
第五級地 410円				
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	長さ1メートルにつき1年	第一級地 9円	
			第二級地 4円	
			第三級地 3円	
			第四級地 2円	
			第五級地 2円	
		1本につき1年	第一級地 31円	
			第二級地 13円	
			第三級地 9円	
			第四級地 8円	
			第五級地 7円	
	その他のもの	1本につき1年	第一級地 2,400円	
			第二級地 1,000円	
			第三級地 730円	
		占用面積1平方メートルにつき1年	第四級地 610円	
			第五級地 540円	
			第一級地 1,500円	
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	第二級地 650円		
		第三級地 460円		
		第四級地 380円		
		第五級地 340円		
		第一級地 920円		
その他のもの	1本につき1年	第二級地 390円		
		第三級地 270円		
		第四級地 230円		
		第五級地 200円		
		第一級地 3,100円		
その他のもの	1本につき1年	第二級地 1,300円		
		第三級地 910円		
		第四級地 760円		
		第五級地 680円		
		第一級地 3,100円		
法第32条第1項第4号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額	
			階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額
			階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路	占用面積1㎡につき1年	第一級地 13,000円	
			第二級地 2,100円	
			第三級地 930円	
			第四級地 480円	
			第五級地 330円	
	地下に設ける通路	占用面積1㎡につき1年	第一級地 7,600円	
			第二級地 1,300円	
			第三級地 560円	
			第四級地 290円	
			第五級地 200円	
	その他のもの	1本につき1年	第一級地 3,100円	
			第二級地 1,300円	
			第三級地 910円	
第四級地 760円				
第五級地 680円				
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1㎡につき1日	第一級地 250円	
			第二級地 43円	
			第三級地 19円	
			第四級地 10円	
			第五級地 7円	
	その他のもの	占用面積1㎡につき1月	第一級地 2,500円	
			第二級地 430円	
			第三級地 190円	
			第四級地 96円	
			第五級地 67円	
令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	
			第一級地 2,500円	
			第二級地 430円	
			第三級地 190円	
			第四級地 96円	
	その他のもの	表示面積1㎡につき1年	第一級地 25,000円	
			第二級地 4,300円	
			第三級地 1,900円	
			第四級地 960円	
			第五級地 670円	
標識	1本につき1年	第一級地 2,400円		
		第二級地 1,000円		
		第三級地 730円		
		第四級地 610円		
		第五級地 540円		
旗ざお	1本につき1日	第一級地 250円		
		第二級地 43円		
		第三級地 19円		
		第四級地 10円		
		第五級地 7円		
その他のもの	1本につき1月	第一級地 2,500円		
		第二級地 430円		
		第三級地 190円		
		第四級地 96円		
		第五級地 67円		

改定単価			
占用物件		単位	占用料
令第7条第1号に掲げる物件	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	第一級地 300円
			第二級地 48円
			第三級地 18円
			第四級地 9円
			第五級地 6円
	その他のもの	その他のもの	第一級地 3,000円
			第二級地 480円
			第三級地 180円
			第四級地 87円
			第五級地 59円
	アーチ	車道を横断するもの	第一級地 30,000円
			第二級地 4,800円
			第三級地 1,800円
			第四級地 870円
			第五級地 590円
その他のもの	その他のもの	第一級地 15,000円	
		第二級地 2,400円	
		第三級地 900円	
		第四級地 430円	
		第五級地 290円	
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1㎡につき1年	第一級地 3,400円 第二級地 1,400円 第三級地 1,000円 第四級地 850円 第五級地 780円
令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.031を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1㎡につき1月	第一級地 3,000円 第二級地 480円 第三級地 180円 第四級地 87円 第五級地 59円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占用面積1㎡につき1月	第一級地 340円 第二級地 140円 第三級地 100円 第四級地 85円 第五級地 78円
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	上空に設けるもの	第一級地 Aに0.008を乗じて得た額
			第二級地 Aに0.009を乗じて得た額
			第三級地 Aに0.012を乗じて得た額
			第四級地 Aに0.014を乗じて得た額
			第五級地 Aに0.017を乗じて得た額
			Aに0.017を乗じて得た額
地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額
			Aに0.007を乗じて得た額
その他のもの	階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額	
		Aに0.025を乗じて得た額	
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	その他のもの	第一級地 Aに0.010を乗じて得た額
			第二級地 Aに0.012を乗じて得た額
			第三級地 Aに0.015を乗じて得た額
			第四級地 Aに0.019を乗じて得た額
			第五級地 Aに0.022を乗じて得た額
車びげ1令場自る0第動施号7車駐に架駐及掲第	建築物	その他のもの	第一級地 Aに0.007を乗じて得た額
			第二級地 Aに0.009を乗じて得た額
			第三級地 Aに0.011を乗じて得た額
			第四級地 Aに0.014を乗じて得た額
			第五級地 Aに0.015を乗じて得た額
物応1令急号第7設掲条建第築る1	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	上空に設けるもの	第一級地 Aに0.010を乗じて得た額
			第二級地 Aに0.012を乗じて得た額
			第三級地 Aに0.015を乗じて得た額
			第四級地 Aに0.019を乗じて得た額
			第五級地 Aに0.022を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具	その他のもの	その他のもの	Aに0.022を乗じて得た額
			Aに0.031を乗じて得た額
令第7条第14号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	上空に設けるもの	第一級地 Aに0.010を乗じて得た額
			第二級地 Aに0.012を乗じて得た額
			第三級地 Aに0.015を乗じて得た額
			第四級地 Aに0.019を乗じて得た額
			第五級地 Aに0.022を乗じて得た額
令第7条第14号に掲げる施設	その他のもの	その他のもの	Aに0.022を乗じて得た額
			Aに0.031を乗じて得た額

現行単価			
占用物件		単位	占用料
令第7条第1号に掲げる物件	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	第一級地 250円
			第二級地 43円
			第三級地 19円
			第四級地 10円
			第五級地 7円
	その他のもの	その他のもの	第一級地 2,500円
			第二級地 430円
			第三級地 190円
			第四級地 96円
			第五級地 67円
	アーチ	車道を横断するもの	第一級地 25,000円
			第二級地 4,300円
			第三級地 1,900円
			第四級地 960円
			第五級地 670円
その他のもの	その他のもの	第一級地 13,000円	
		第二級地 2,100円	
		第三級地 930円	
		第四級地 480円	
		第五級地 330円	
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1㎡につき1年	第一級地 3,100円 第二級地 1,300円 第三級地 910円 第四級地 760円 第五級地 680円
令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1㎡につき1月	第一級地 2,500円 第二級地 430円 第三級地 190円 第四級地 96円 第五級地 67円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占用面積1㎡につき1月	第一級地 310円 第二級地 130円 第三級地 91円 第四級地 76円 第五級地 68円
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	上空に設けるもの	第一級地 Aに0.011を乗じて得た額
			第二級地 Aに0.014を乗じて得た額
			第三級地 Aに0.016を乗じて得た額
			第四級地 Aに0.019を乗じて得た額
			第五級地 Aに0.023を乗じて得た額
			Aに0.023を乗じて得た額
地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額	
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額
			Aに0.010を乗じて得た額
その他のもの	階数が3以上のもの	Aに0.010を乗じて得た額	
		Aに0.033を乗じて得た額	
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	その他のもの	第一級地 Aに0.011を乗じて得た額
			第二級地 Aに0.014を乗じて得た額
			第三級地 Aに0.016を乗じて得た額
			第四級地 Aに0.019を乗じて得た額
			第五級地 Aに0.023を乗じて得た額
車びげ1令場自る0第動施号7車駐に架駐及掲第	建築物	その他のもの	第一級地 Aに0.008を乗じて得た額
			第二級地 Aに0.010を乗じて得た額
			第三級地 Aに0.012を乗じて得た額
			第四級地 Aに0.013を乗じて得た額
			第五級地 Aに0.016を乗じて得た額
物応1令急号第7設掲条建第築る1	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	上空に設けるもの	第一級地 Aに0.011を乗じて得た額
			第二級地 Aに0.014を乗じて得た額
			第三級地 Aに0.016を乗じて得た額
			第四級地 Aに0.019を乗じて得た額
			第五級地 Aに0.023を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具	その他のもの	その他のもの	Aに0.023を乗じて得た額
			Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第14号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	上空に設けるもの	第一級地 Aに0.011を乗じて得た額
			第二級地 Aに0.014を乗じて得た額
			第三級地 Aに0.016を乗じて得た額
			第四級地 Aに0.019を乗じて得た額
			第五級地 Aに0.023を乗じて得た額
令第7条第14号に掲げる施設	その他のもの	その他のもの	Aに0.023を乗じて得た額
			Aに0.033を乗じて得た額

備考 1～9 (略)

備考 1～9 (略)